

新潟市地球温暖化対策実行計画（第5期 市役所率先実行版）の推進に関する要綱

（目的）

第1条 この要綱は、「新潟市地球温暖化対策実行計画（第5期 市役所率先実行版）（平成31年4月1日改定）」（以下「計画」という。）に基づき、市の事務及び事業活動において地球温暖化対策を推進する行動（以下「温暖化対策推進行動」という。）を実行するための組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、次の各号に定める。

- (1) 部等 新潟市事務分掌条例（平成4年新潟市条例第1号）に規定する部、部に属さない課及び室、区役所、会計課、市民病院事務局、消防局、議会事務局、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局、新潟市水道局分課規程（平成8年新潟市水道局管理規程第3号）に規定する部をいう。
- (2) 課等 部に属する課、室（これらに相当する組織を含む。）及び部に属さない課、室、機関、会計課並びに新潟市立学校管理運営に関する規則（昭和33年新潟市教育委員会規則第1号）に規定する学校、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局をいう。
- (3) 事務局 環境部環境政策課をいう。

（推進管理者）

第3条 部等における計画の着実な進行管理を図るため、部等に推進管理者を置く。

- 2 推進管理者は、部等の長をもってこれに充てる。
- 3 推進管理者の所掌事務は、次に掲げる事項とする。
 - (1) その所属する部等における温暖化対策推進行動に係る施策の推進を総括すること。
 - (2) その所属する部等におけるエネルギー及び水等の使用量、公用自動車の走行距離、廃棄物の排出量、紙類資源の回収量、物品及び役務の購入及び借上量その他計画に基づく措置の実施の状況（以下「実施状況」という。）を次項に定める期間毎に把握し、点検すること。ただし、その所属する部等が所管する指定管理施設（以下、「指定管理施設」という。）にあっては、エネルギー及び水等の使用量についてのみ把握すること。
- 4 前項に定める期間は、次の各号のとおりとする。ただし、指定管理施設にあっては、4月から翌年3月までとする。
 - (1) 4月から6月まで
 - (2) 7月から9月まで
 - (3) 10月から12月まで
 - (4) 1月から3月まで

（推進責任者）

第4条 課等における計画の着実な進行管理を図るため、課等に推進責任者を置く。

- 2 推進責任者は、課等の長をもってこれに充てる。
- 3 推進責任者の所掌事務は、次に掲げる事項とする。
 - (1) その所属する課等における温暖化対策推進行動に係る施策の推進を総括すること。
 - (2) その所属する課等における実施状況を月毎に把握し、点検すること。ただし、指定管理施設における実施状況は翌年度当初に一度把握し、点検することとする。

（推進員）

第5条 課等における計画の適正な実施を推進するため、課等に推進員を置く。

- 2 推進員は、課等の長の次席の職員をもってこれに充てる。
- 3 推進員の所掌事務は、次に掲げる事項とする。
 - (1) その所属する課等の職員及び指定管理者に対し、温暖化対策推進行動の実施に関し必要な指示、助言等を行い、温暖化対策推進行動を推進すること。
 - (2) その所属する課等における実施状況を月毎に記録すること。

(職員の責務)

第6条 すべての職員は、自らの業務において温暖化対策推進行動の積極的な実施に努めなければならない。

(年次報告)

第7条 推進管理者は、第3条第3項第2号の規定に基づき把握した実施状況を年度毎にとりまとめ、当該年度の翌年度4月末日までに事務局に報告する。

2 事務局は、前項の報告に基づく実施状況（温室効果ガスの総排出量を含む。）をとりまとめ、速やかにこれを市長に報告する。

(定期報告)

第8条 推進責任者は、第4条第3項第2号の規定に基づき把握した実施状況を第3条第4項に定める期間毎にとりまとめ、各当該期間の翌月末日までに事務局に報告する。

(実施状況の公表)

第9条 市長は、毎年1回、実施状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表する。

(進行管理)

第10条 計画の進行管理は、ISO14001に基づく環境マネジメントシステムに従って行う。

(庶務)

第11条 計画の進行管理に関する庶務は、事務局で行う。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成12年11月20日から施行する。ただし、第2条第1号中、「黒埼支所」については、平成13年1月1日から施行する。

(関係要綱の廃止)

2 新潟市環境保全率先実行計画の推進に関する要綱（平成11年7月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年12月27日から施行し、改正後の新潟市地球温暖化対策率先実行計画の推進に関する要綱の規定は、平成17年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

(新潟市地球温暖化対策率先実行計画推進本部設置要綱の廃止)

2 新潟市地球温暖化対策率先実行計画推進本部設置要綱（平成12年11月20日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年1月12日から施行し、改正後の新潟市地球温暖化対策実行計画（率先実行版）の推進に関する要綱の規定は、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年1月17日から施行し、改正後の新潟市地球温暖化対策実行計画（第4期 市役所率先実行版）の推進に関する要綱の規定は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。